

# 土浦協同病院附属看護専門学校学則細則

## (総 則)

第 1 条 土浦協同病院附属看護専門学校学則(以下「学則」という。)第 31 条の規定に基づき土浦協同病院附属看護専門学校学則細則(以下「学則細則」という)を定める。

## (入学の選考)

第 2 条 学則第 12 条に定められた入学を志望する者に対し試験を行い、選考方法は次のとおりとする。

- (1)書類審査・学科試験・面接の総合判定

## (入学手続)

第 3 条 学則第 14 条の規定に基づく入学決定後の提出書類は次のとおりとする。

- (1)誓約書
- (2)本人の省略のない住民票(親権者名と続柄の記載されたもの)
- (3)印鑑登録証明書

## (転学)

第 4 条 学則第 17 条の本校に転入学を行う場合の提出書類は次のとおりとする。

- (1)転入学願
  - (2)前学校の成績証明書(修得単位数の入っているもの)
  - (3)前学校の学科進度・教育内容が分かるもの
- 2.転入学試験を行う・入学時期は年度始めとする。
- 3.学則第 17 条の他の学校に転出学を志願する場合の提出書類は次のとおりとする。
- (1)転出学願

## (入学者の既修得単位等の取扱い)

第 5 条 学則第 19 条の規定に基づく単位認定申請時の提出書類は次のとおりとする。

- (1)既修得単位認定願
- (2)単位取得証明書並びに成績証明書
- (3)認定希望科目に対応する講義内容が分かる資料(シラバス)

## (授業時間)

第 6 条 授業時間は原則として次のとおりとする。ただし、講義・実習科目により変更することがある。

### (1)講義

1 時限	9 : 00～10 : 30
2 時限	10 : 45～12 : 15
3 時限	13 : 15～14 : 45
4 時限	15 : 00～16 : 30

### (2)実習

午前	8 : 30～11 : 30
昼休み	11 : 30～13 : 00
午後	13 : 00～16 : 00

- (3)授業時間の取扱いは、講義・実習は 45 分をもって 1 時間とする。

## (欠 席)

第 7 条 学生は、やむを得ない理由により、欠席するときは事前に学校長に届けなければならない。ただし、予測しない理由による場合は電話により連絡し、登校後速やかにその理由を届けなければならない。

- 2.病気による欠席日数が、引き続き 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を提出しなければならない。
- 3.遅刻・早退等の 15 分以上の取扱いは、1 時間単位で欠席とする。
- 4.忌引は次のとおりとし、年間の出席すべき日数から差し引くものとする。
  - (1)一親等の血族(父・母・子等)及び配偶者 5 日間(死亡日を含む)
  - (2)二親等の血族(兄弟・姉妹・祖父母) 3 日間(死亡日を含む)

## (遅刻・早退)

第 8 条 学生は、やむを得ない理由により、遅刻・早退するときは事前に学校長に届けなければならない。

ただし、予測しない理由による遅刻の場合は電話等により連絡し、登校後速やかにその理由を届けなければならない。

らない。

- 2.遅刻・早退は 15 分未満とする。
- 3.同一科目の遅刻・早退を 2 回で欠席 1 時間とする。

### (教育課程履修科目の順序)

第 9 条 学則第 9 条の教育課程の履修すべき科目の順序については次のとおりとする。

- (1)基礎看護学Ⅰ実習の単位の認定がなければ、基礎看護学Ⅱ実習の履修はできない。
- (2)基礎看護学Ⅱ実習の単位の認定がなければ、基礎看護学Ⅲ実習の履修はできない。
- (3)基礎看護学Ⅲ実習の単位の認定がなければ、成人老年看護学Ⅰ実習の履修はできない。
- (4)成人老年看護学Ⅰ実習の単位の認定がなければ、成人老年看護学Ⅱ実習の履修はできない。
- (5)成人老年看護学Ⅱ実習の単位の認定がなければ、以下の実習の履修はできない。

[実習]

地域・在宅看護論実習・成人老年看護学Ⅲ実習・成人老年看護学Ⅳ実習・精神看護学実習・母性看護学実習・小児看護学実習・統合実習

- (6)統合実習の単位認定は、やむを得ない理由のない限り、以下の単位認定の確定がされなければならない。

[実習]

地域・在宅看護論実習・成人老年看護学Ⅲ実習・成人老年看護学Ⅳ実習・精神看護学実習・母性看護学実習・小児看護学実習

### (成績の評価)

第 10 条 学則第 20 条の授業科目の成績の評価については次のとおりとする。

- (1)授業科目の評価は、講義試験及び実習成績により評価するものとする。
- (2)授業科目時間数の 5 分の 4 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、病気、その他のやむを得ない理由に限り授業担当者の責任において不足分を補習(講義・実習)することにより評価を受ける資格を得る。また、複数の担当による科目においても同様とする。
- (3)授業科目でレポート(課題)の提出を求められた場合は必ず、レポート提出しめきり日までに提出すること。催促しても提出がないと試験を受けられない場合がある。ただし、病気、その他のやむを得ない理由で、レポートの提出が遅れる場合はその限りではない。

### (単位の認定)

第 11 条 学則第 21 条の単位認定は次のとおりとする。

- (1)A・B・C は合格、D は不合格
- (2)A は 80～100 点、B は 70～79 点、C は 60～69 点、D は 59 点以下
- (3)単位の認定は教員会議で前期と後期に審議し、学校長が判定する。

### (追試験)

第 12 条 試験を受けることができなかった者は追試験を行うことができる。

- 2.追試験を受けようとする者は、来校後すみやかに追試験届を提出したのち許可を得てから行うものとする。
- 3.追試験の成績評価は取得した点数から 2 割を減点したものを取得点数とする。

### (再試験)

第 13 条 再試験は当該授業科目の試験において評定が D(59 点以下)となった者に対して行う。

- 2.再試験を受けようとする者は、再・追試験届を試験実施日の前日 17 時までに提出し許可を得るものとする。
- 3.再試験の可否、実施期間及び方法は、授業担当者が決定する。
- 4.再試験は原則として 1 講師について 1 回までとする。
- 5.再試験に合格した者の当該科目における評価は 60 点とする。
- 6.再試験に不合格の者は、次年度当該科目の再履修をしなければならない。
- 7.再試験が実施試験科目の 3 分の 1 科目以上になる場合、教員会議における審議の対象になる。

### (再実習)

第 14 条 再実習は当該実習科目の評定が D(59 点以下)となった者に対して行う。

- 2.評定 D の結果は本人及び保証人(親権者)に伝える。
- 3.再実習を受けようとする者は、再実習願を本人及び保証人(親権者)の記名後すみやかに提出し許可を得るものとする。
- 4.再実習の可否、実施期間及び方法は、教員会議において決定する。

- 5.再実習は原則として1科目について1回までとする。
- 6.再実習に合格した者の当該科目における評価は60点とする。
- 7.再実習に不合格の者は、次年度当該科目の再履修をしなければならない。
- 8.再実習が連続になる場合は、教員会議における審議の対象になる。

### (実習の進行)

第15条 実習上倫理に反する行為並びに医療事故・患者への苦痛を与え、実習継続不可能の場合、学校長の判断により実習を中止させる事がある。

### (試験に関する不正行為)

第16条 試験に関して不正行為のあった者に対して学則第24条の規定により、次の措置を講ずることができる。

- (1)当該受験科目の受験無効

### (再履修)

第17条 単位取得を認められなかった科目は、次年度に再履修する。

- 2.翌年度に単位を修得する科目については、春期休暇前日まで(単位認定が遅れる場合は判定後速やか)に再履修願を提出し許可を得るものとする。

### (卒業延期)

第18条 卒業時点で単位認定がされない科目がある場合は、卒業を延期してその授業科目の単位認定を受けなければ卒業を認めない。

### (委任)

第19条 この規定に定めるものの他、必要な事項については、学校長が別に定める。

### (表彰)

第20条 学校長は、学則第23条の規定により、次の者を表彰することができる。

- (1)特に表彰に値する行為のあった者。

### (懲戒)

第21条 学則第24条の規定による懲戒は、次の各号の一つに該当する学生に対して行う。

- (1)学則に違反した者
- (2)校内において秩序風紀を乱す行為のあった者
- (3)故意または重大な過失により学校に有形無形の損害を与えた者
- (4)本校の学生として体面を著しく汚し、学校の信用を失う行為があった者

### (健康管理)

第22条 学則第25条の健康管理の規定は学校保健安全規定(学校保健)に定める。

### (図書室管理)

第23条 図書室管理の規定は、別に定める。

### (自己点検・自己評価)

第24条 教育水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について1年に1回、自己点検・自己評価を行う。

### (授業料等の納入)

第25条 学則第27条の入学受験料、授業料などの額は次のとおりとする。

規定の条項	項目	金額	摘要
学則第27条	入学受験料	20,000円	
	入学金	150,000円	
	授業料	420,000円	年額
	施設教材費	240,000円	年額
	実習費	120,000円	年額

### (再試験・再実習と各種証明書の料金)

第26条 学則細則第12条の再試験、学則細則第13条の再実習を行うにあたる料金及び各種証明書の料金は次のとおりとする。

		価 格
再 試 験 料		1,000 円
再 実 習 料 (1回)		10,000 円
証 明 書	学生証(再発行)	500 円
	在学証明書	200 円
	成績証明書	500 円
	卒業証明書	500 円
	卒業見込証明書	500 円
	その他 学校の証明が必要な各種証明書	500 円
	英文による各種証明書	3,000 円

### (教職員組織)

第27条 学則第28条に掲げる職員配置のほかは以下のとおりとする。

- (1)教務副部長 若干名おくことができる。
- (2)実習調整者補佐 若干名おくことができる。

### (各種書類の様式)

第28条 細則に基づく書類の様式と各種届け出等の書類は別に定める。

### 附 則

- 1.この細則は、平成11年1月1日から施行し平成9年度入学生から適用する。
- 2.この細則施行の際平成8年度に入学した者については、改正前の細則による。
- 3.この細則は、平成12年4月1日から施行し平成10年度入学生から適用する。
- 4.この細則は、平成13年4月1日から施行し平成12年度入学生から適用する。
- 5.この細則は、平成13年3月1日に改定し平成14年7月1日から施行する。
- 6.この細則は、平成16年3月12日に改定し平成16年4月1日から施行する。
- 7.この細則は、平成17年3月1日改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 8.この細則は、平成17年8月11日に改正し、適用する。
- 9.この細則は、平成18年4月1日に改定し平成18年4月1日から施行する。
- 10.この細則は、平成18年12月1日に改定し平成20年度入学生から適用する。
- 11.この細則は、平成20年12月24日に改定し平成21年4月1日から適用する。
- 12.この細則は、平成21年3月19日に改定し平成21年4月1日から適用する。
- 13.この細則は、平成23年8月30日に改定し平成23年4月1日に遡及し適用する。
- 14.この細則は、平成24年3月30日に改定し平成24年4月1日から適用する。
- 15.この細則は、平成25年3月29日に改定し平成25年4月1日から適用する。
- 16.この細則は、平成25年7月3日に改定し平成26年4月1日から適用する。
- 17.この細則は、平成27年3月17日に改定し平成27年4月1日から適用する。
- 18.この細則は、平成28年3月14日に改定し平成28年4月1日から適用する。
- 19.この細則は、平成28年5月11日に改定し平成29年4月1日から適用する。
- 20.この細則は、平成29年3月7日に改定し平成29年4月1日から適用する。
- 21.この細則は、平成29年8月8日に改定し平成30年4月1日から適用する。
- 22.この細則は、平成30年10月3日に改定し平成31年4月1日から適用する。
- 23.この細則は、令和2年4月7日に改正し令和2年4月1日より適用する。
- 24.この細則は、令和2年6月8日に改正し令和2年6月1日より適用する。
- 25.この細則は、令和3年2月17日に改正し令和3年4月1日より適用する。
- 26.この細則は、令和3年10月1日に改正し令和4年4月1日より適用する。
- 27.この細則は、令和5年10月10日に改正し令和6年4月1日より適用する。